

## 石垣市と民間事業者等との包括連携協定に関する実施要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市が事業者等と締結する包括連携協定について必要な事項を定めることにより、市と事業者等が、それぞれ保有する資源を活用することで、連携して地域の課題解決を図る協働の取組を推進し、持続的に発展できるまちづくりの実現や市民サービスの向上等に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為(実費相当の費用負担を伴うものを含む。)をいう。
- (3) 包括連携協定 複数の連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等が双方の合意の上で締結する協定をいう。

### (対象事業者等)

第 3 条 包括連携協定の対象とする事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの(公共的団体が実施するものを除く。)
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員等の関与が認められるもの
- (6) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- (7) 法人税、消費税、地方消費税又は市税を滞納しているもの
- (8) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されているもの
- (9) その他包括連携協定の対象者としてふさわしくないもの

### (連携事業の基準)

第 4 条 連携事業の基準は、市と事業者の連携により実現可能な事業で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 過去に提案のない新規事業であるもの

- (2) 市が既に実施している施策又は事業に関するもの
  - (3) 市民サービスの向上に寄与する事業で、事業者等が社会貢献のため実施する施策又は事業に関するもの
  - (4) その他市が連携事業として適当であると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、連携事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、包括連携協定の対象としない。
- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
  - (2) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
  - (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務又は商品を提供するもの
  - (4) 非科学的なものの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
  - (5) 民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
  - (6) その他連携事業としてふさわしくないもの
- (包括連携協定の締結)

第5条 市及び事業者等は、前条に掲げる事項について協議が整った場合には、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面(以下「包括連携協定書」という。)を作成し、包括連携協定を締結する。

(包括連携協定期間)

第6条 包括連携協定の有効期間は、包括連携協定締結日からその年度の末日までとし、協定期間満了の1月前までに、市又は事業者等のいずれからも申し出がない場合には、当該有効期間満了の日から1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りでない。

(締結の公表)

第7条 市は、第5条の規定により包括連携協定を締結した場合には、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

(包括連携協定の解除)

第8条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 実施する連携事業が第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (4) 連携事業について実施の意思がないことが認められるとき。

- (5) 包括連携協定の履行に関し事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたとき。
  - (6) 事業者等に市に対する信頼関係を破棄する行為その他の背信行為があったとき。
  - (7) その他市が特に解除の必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、市又は事業者等は、天災その他いずれの責めにも帰することができない事由により連携事業の実施が困難となった場合は、包括連携協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業の内容が天災その他不可抗力の発生を実施開始の条件とする場合はこの限りでない。

(実績報告)

- 第9条 市は、事業者等に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる
- 2 市は、5年以上連携事業実績がない事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

(協議)

- 第10条 この要綱及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び事業者等は、信義誠実の原則及び関係法令に基づき双方協議の上、これを処理するものとする。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。